



# オーストラリアにおける仲裁教育 : 国境を越える提携に向けて

ノッテジ, ルーク

---

**(Citation)**

CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター) ディスカッションペイパー, 04/30J

**(Issue Date)**

2005-03

**(Resource Type)**

technical report

**(Version)**

Version of Record

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80100053>



CDAMS ディスカッションペーパー  
04/30J  
2005年3月

オーストラリアにおける仲裁教育  
国境を越える提携に向けて

ルーク・ノッテジ

CDAMS  
「市場化社会の法動態学」研究センター

神戸大学大学院法学研究科

## オーストラリアにおける仲裁教育 - 国境を越える提携に向けて\*

ルーク・ノッテジ<sup>#</sup>  
那須 仁 訳<sup>##</sup>

### 一 はじめに

オーストラリアにおける仲裁教育を位置づけるために、日本での仲裁法の進展に留意しつつも、小論の第二部ではオーストラリアにおける仲裁そのものの主な特徴と傾向をまず概観する。日本と同様、オーストラリアも国際商事仲裁を本国で行うことになかなか関心を示さずに、国際紛争をより確立した海外での仲裁地で解決することを好んできた国である。しかし、オーストラリアは日本とは異なりイギリス法の伝統からある特定の国内紛争、特に建設関係の紛争において仲裁を活発に利用してきた。<sup>1</sup>第三部で説明する通り、これによりオーストラリアでの仲裁教育は当初は専門機関（仲裁協会など）において、そして最近では大学において発展を助長されたのである。専門機関と大学という二つの仲裁教育の場の存在は若干の緊張とともに、日本にも示唆を与えられる生産的な重複を生み出した。その一方で、第四部において説明するように、大学レベルでの仲裁教育には、例えば、多岐にわたる他科目から得た知識の復習と拡充、それを利用して仲裁法とその実務（さらには法体系一般）の方向性に対する幅広い視野の養成、そして様々な法律家にとって役に立つスキルの研磨、といった特有な側面があるはずだと思われる。第五部では結論として、オーストラリアと日本の双方が前途有望な岐路に立ち、特に新しい形態の国境を越える提携を通して、新しい方向性の仲裁教育（特に大学での仲裁教育）を施す機会に恵まれていることを明らかにする。

### 二 オーストラリアにおける仲裁

オーストラリアにおける仲裁法とその実務は二つの側面を持っている。一方で、オーストラリアは伝統的なイギリスのコモン・ローを継受し、1980年代中頃に諸州で（概して均一的な）商事仲裁法を制定した際にも主にイギリスの仲裁立法を採用した。ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州では現在法改正作業が行われているが、それらは主に1996年に制定されたイギリスの仲裁法を基

---

\* 本稿は神戸大学「市場化社会の法動態学」研究センター（Center for Legal Dynamics of Advanced Market Societies: CDAMS）のディスカッションペーパー（<http://www.cdams.kobe-u.ac.jp/archive/dp04-30.pdf> より入手可）を若干簡略化（特に第一部）して日本語に翻訳したものである。さらに簡略化したものが JCA ジャーナル 2005 年 4 月号に掲載されている。

<sup>#</sup> Luke Nottage、シドニー大学法学部助教授、Australian Network for Japanese Law (ANJeL, [www.law.usyd.edu.au](http://www.law.usyd.edu.au)) 理事。

<sup>##</sup> シドニー大学法学部博士課程、ANJeL Executive Coordinator。

<sup>1</sup> Luke Nottage, "Special Report: focusing on Australia and New Zealand" (2003) *Presented at the 4th Symposium on International Commercial Arbitration in the Asia-Oceania Region: Conditions and Policies for the Enhancement of International Commercial Arbitration, Toshi Senta Hotel, Tokyo, 11-13 September 2003*、明城大学仲裁プロジェクトの報告（<<http://www.meijo-u.ac.jp>> より入手可）を参照。

にしている。この伝統を維持している理由は法律家的保守主義によるところもある。しかし、これはまた国内紛争を（イギリスのように）必ずしも法的訓練を受けていない仲裁人、例えば建設関係なら技術者により行われる仲裁による解決を支持しているものとも見られる。けれども、イギリスと同様、<sup>2</sup>オーストラリアでも法律家が国内仲裁の世界に進出してきた。実際この動きは1980年代中頃からの反動を引き起こし、ニューサウスウェールズ州前最高裁長官ローレンス・ストリート卿が代わって商事紛争の調停（促進的ではなく、かなり評価的な形式の調停）を強く主張するようになった。<sup>3</sup>

他方、仲裁には金と時間がかかり過ぎるという批判に対し、オーストラリアの仲裁専門家も1980年代に国際仲裁で持ち上がった同様の問題に対処する目的で、<sup>4</sup>特に1990年代中頃から国際商事仲裁のために発達した新しいスキルと規範の導入を強く主張し始めた。<sup>5</sup>この試みにあたり、オーストラリアは1985年の国際商事仲裁に関するUNCITRALモデル法を利用して、主に国際仲裁に使用する目的で（連邦レベルでの）国際仲裁法を1989年に新たに制定した。私はこの法律の改正を検討すべく司法総督府（Attorney-General's Department）内に設置された研究会に参加しているが、2000年から開始されているUNCITRALの研究会の討議の最終結果を待っている状態である。今度は改正されるモデル法が国際仲裁法に組み込まれることにより更なる「国際人」的改革が各州の立法レベルで生じることが期待される。しかし、それは長期的な話であり、短期的には国内の仲裁法とその実務はオーストラリアにおける国際仲裁とその実務からやや隔離された状態のまま続くであろう。

こうした緊張は日本ではそれほど問題ではないかもしれない。というのも、日本の新仲裁法は同じモデル法を（古法と同様）国内と国際仲裁の両方に適用しており、<sup>6</sup>国内の紛争解決において仲裁がそれほどの牽引力をもったことがないからである。<sup>7</sup>しかし、この緊張はオーストラリアにおける仲裁教育の発展を理解するにあたり重要なのである。

### 三 専門機関による教育「対」大学教育

オーストラリア仲裁人・調停人協会（Institute of Arbitrators and Mediators of Australia、ウェブサイト：[www.iama.org.au](http://www.iama.org.au)）は、主に国内の紛争解決を目指して

---

<sup>2</sup> John Flood and Andrew Caiger, 'Lawyers and arbitration: the juridification of construction disputes' (1992) 56 *Modern Law Review* 412.

<sup>3</sup> Hilary Astor and Christine Chinkin, *Dispute Resolution in Australia* (2nd ed., Sydney: Butterworths, 2002) 参照。

<sup>4</sup> Luke Nottage, 'The vicissitudes of transnational commercial arbitration and the *lex mercatoria*: a view from the periphery' (2000) 16 *Arbitration International* 53.

<sup>5</sup> Doug Jones, 'The Growth and Development of International Commercial Arbitration in the Asia-Pacific Region' (2003) 6 *International Arbitration Law Review* 165.

<sup>6</sup> Tatsuya Nakamura, 'Salient Features of the New Japanese Arbitration Law Based Upon the UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration' (2004) 17 *JCAA Newsletter* 1; Hiroshi Oda, 'Arbitration Law Reform in Japan' (2005) 18 *Zeitschrift fuer Japanisches Recht / Journal of Japanese Law* forthcoming.

<sup>7</sup> Luke Nottage, 'Japan's New Arbitration Law: Domestication Reinforcing Internationalisation?' (2004) 7 *International Arbitration Law Review* 54.

いる仲裁人の訓練と認定をするための授業を長い間提供してきている。また、イギリスで設立された仲裁人勅許協会（Chartered Institute of Arbitrators: CIArb、ウェブサイト：[www.arbitrators.org.au](http://www.arbitrators.org.au)）も、世界中で盛んに活動している（最近では日本でも、新しく設立された日本仲裁人協会と競合しながら仲裁人を訓練している）。そのオーストラリア支部は似たような焦点を持ちながらも、国際商事仲裁にも向けたプログラムを実施する可能性がやや高いと思われる。

オーストラリア国際仲裁センター（Australian Centre for International Arbitration: ACICA、ウェブサイト：[www.acica.org.au](http://www.acica.org.au)）は 1980 年代中頃に、モデル法を採用し、オーストラリアを国際仲裁事件の仲裁地にしてもらうために設立されたが、より限定的な形で教育に携わってきている。現在では時々学会や研究会を開催するくらいとなっている。<sup>8</sup>その穴を埋めるかのように、新しく設立されたオーストラリア国際仲裁フォーラム（Australasian Forum for International Arbitration、近時のウェブサイト：[www.afia.net.au](http://www.afia.net.au)）が国際商事仲裁に焦点を当てたワークショップを年に少なくとも 2 回開催し始めた。このフォーラムはすでにこの分野に興味をもっている若手の法律実務家を主な対象としている（海外での仲裁実務経験から学びすでに熟練している人もよくいるが）。国際商工会議所（ICC）などで現在活発な「若手仲裁人」グループをモデルにし、会員は前もって議論のテーマを提出することを奨励されており、それらを主催者が照合しワークショップでの集中討議のためにテーマを選択する仕組みを採っている。しかし現在のところ、このフォーラムは国際商事仲裁分野における「認定」に結びつく「授業」に発展させることを計画してはいない。

こうした状況の中で大学は極めて企業家的活動を起こすようになった。例えば、ノートルダム大学では最近、CIArb の認定を得るための条件を部分的に満たすことのできる仲裁の授業を CIArb と協同で開催し始めた。クイーンズランド大学など他の大学も同じように専門的仲裁機関と協力し始めている。CIArb もまた、法律家ではないが認定の取得を希望している会員に契約法や民事訴訟法などの基本的な授業を教えられる大学教員の雇用に関心を示している。

より広範囲な協力関係さえ現れ始めている。例えば、シドニー大学の国際商事仲裁に関するコース（法学修士 LL.M など）では CIArb が（高額な）書籍賞を後援している。さらに、クレイントン・ウッツという大手法律事務所が 2002 年以来毎年大規模な仲裁講義を後援し、多くの実務家やビジネスマン、選抜された学生の注目を集めてきている。

---

<sup>8</sup> 他にも、最近シドニーで開催された会議で国際仲裁オーストラリア・センター（ACICA）はアジア太平洋地域仲裁グループを設立に中心的な役割を果たした。グループの仲裁協会会員は 2 年毎に順番に大きな会議を主催することになっている。詳細については、< <http://www.acica.org.au/international-arbitration-events-come-to-sydney.pdf> > ; Doug Jones and Simon Greenberg, 'Asia Pacific: Developments – Recent Conferences and the Creation of the Asia Pacific Regional Arbitration Group (APRAG) Evidence the Growing Developments and Interest in International Arbitration in the Asia Pacific Region' (2005) 8 *International Arbitration Law Review* 10.

ゆっくりと おそらくオーストラリアにある他のあまり「伝統的」でない法学部よりさらにゆっくりと シドニー大学はまた学部レベル(LL.B)でも仲裁をより多く取り入れようとし始めている。<sup>9</sup>例えば、ヒラリー・アストア教授の「紛争解決」という人気のある授業では、残念ながら履修者数が制限されているものの、国内仲裁の幾つかの側面が紹介されている。国際商事仲裁は、私が新設した「国際商事取引」の授業において紛争解決部分の目玉となっている。アメリカのロースクールの教員と同様、私も他の紛争解決手続きとの兼ね合いにおいて仲裁を教える順番を実験してみた。シドニー大学の学生は全員この授業を履修する前に国際私法を履修していなければならないため、紛争解決部分を国際訴訟の授業から開始し、続く2つの授業で国際商事仲裁について訴訟よりも有利な点を指摘しながら教え、最後に調停の授業(特に基本的な2002年UNCITRALの国際商事調停に関するモデル法と対照させる形で)とするのが一番良いのではないかと思うようになった。

加えて、シドニー大学は(国内)仲裁に関する一連の授業を用意することも考慮している。しかし、オーストラリアで最大規模の大学院プログラム(入学を希望する多くの学生は早期あるいは中期の昇進のために評判の高い法学修士LL.Mを取得することを切望するパートタイムの実務家か政府官僚)を擁するシドニー大学でさえ、カリキュラムと教育資材には限りがある。その代わり、シドニー大学では国際商事仲裁に特化した長年継続している大学院コースに焦点を当ててきている。このより特化した仲裁コースを好む傾向はアメリカでも顕著であるが、<sup>10</sup>おそらくオーストラリアの他の大学でも共通したものである。それにしても、大学院でのプログラムが限られている大学の学部レベルでなら、幾つかの国際商事仲裁の授業が開講されても良いかもしれない。中にはディーキン大学のように、毎年開催されるVis模擬仲裁大会への学生の参加と関連付けられている授業もある。ディーキン大学はそうした人気のあるイベントで大変良く活躍している大学の一つである。<sup>11</sup>

さらに、規模の大きな法学部(メルボルン大学なども含めた)で開講されている国際商事仲裁のコースは一学期間を通して用意されているが、多くの大学では集中講義という形で開講されている。中には定期的に集中講義という形で教える大学もあり、特に新しく設立された大学、あるいは小規模な大学に多い(例えばオーストラリアにおいては数少ない私立大学の一つであるブリスベン近郊にあるボンド大学では、第一線で活躍する実務家や前モナッシュ大学教授マイケル・プライルス教授らを招いてコースを創設した)。より最近の現象として、

<sup>9</sup> 残念ながらアメリカと比較すると(Stephen Ware, 'Teaching Arbitration Law' (2003) 14 *American Review of International Arbitration* 231)、入門レベルの民事訴訟法のコースに仲裁法の基本的な側面を取り入れることまでは成功していないように思われる。この点日本も、この分野でのドイツ法の伝統を受け、有利な立場にあるはずである。

<sup>10</sup> Thomas Carbonneau, 'Resource, Teaching Arbitration in US Law Schools' (2001) 12 *World Arbitration and Mediation Reports* 220, p.227.

<sup>11</sup> Luke Nottage, 'Educating Transnational Commercial Lawyers for the 21st Century: Towards the Vis Arbitral Moot in 2000 and Beyond' (1999) 66 *Hosei Kenkyu* F1.

「サマースクール」を開催しているアメリカのロースクール用に、あるいはアメリカのロースクールと共同という形でオーストラリアの大学で集中講義が開講されている。国際商事仲裁はマークエット・ロースクールのプログラムの中で定期的に集中講義としてクイーンズランド大学で教えられている。私も一度チャペル・ヒルのプログラムの一環として国際商事仲裁をシドニー大学で教えたことがある。こうした講義には主にアメリカや他の国からの留学生が参加している。

最後に、大きな法学部でさえ国際商事仲裁の授業を「準集中講義」的に開講する場合がある。実際シドニー大学の主要な大学院プログラムではその傾向が強まっている。その教育的かつ実践的価値は高いのである。典型的な例としては、最初の二日間は講義と一般的な議論に焦点を当て、主要なテーマと概念を学ぶ。そして2週間空けて、その間に履修者は持ち帰りテストをこなし基本的な理解を深め、残りの講義資料に目を通し宿題の準備をする。最後の3日間ではテストに関するコメントを与えた上で、クラス活動を多く行い、国際商事仲裁における特定の主題を議論の対象とする（これは基本的な原則やテーマの理解を深めるとともに、履修者が関心のある最終論文のテーマを見つけ出す助けとなることを企図している）。より実践的な側面として、集中講義をこのように分けることは講師陣にとっても学生にとっても身体的にゆとりを与える。

このように全体としてオーストラリアの大学では仲裁教育が、アメリカほどではないかもしれないが、<sup>12</sup>随分確立されてきた。実際、このワークショップで明らかになったように、日本の法学教授が生み出してきた豊かな仲裁法の学識や日本商事仲裁協会（Japan Commercial Arbitration Association: JCAA）などでの実業家への仲裁教育の活発な提供に鑑みると、仲裁教育のあらゆるレベルで期待された成果を残していない日本の大学における状況とは対照的であろう。これはオーストラリアの法学部が比較的研究よりも教育に、そして（少なくとも国内の）仲裁がより強固に確立している法実務の世界との緊密な関係に焦点を当ててきているためかもしれない。

#### 四 大学での仲裁教育の特長

こうしたオーストラリアでの大学をも含めた仲裁教育における比較的強い伝統にもかかわらず、その目的が何たるかはほとんど吟味されていない。大学で仲裁を教えるということは「学生が仲裁人になるために教えること」が主たる焦点になるはずがないというアメリカのスティーヴン・ウェア教授の見解に私は賛成である。<sup>13</sup>オーストラリアの大学では特に大学院課程において成人学生が多い傾向にあるが、それでも仲裁人に選ばれるのには白髪がまだ条件であろう。実際の（もしくは模擬の）仲裁の進行にあたる代理人や法律顧問などの他の役割でも経験は要求される。従って、ロースクール（あるいは法学部）で

<sup>12</sup> Cf Carbonneau, 前掲 (n10)。

<sup>13</sup> Ware, 前掲 (n9) p.232。

は学生を弁護士として訓練するために仲裁法を教えるべきなのである。そして、主に学生に「法を教える」のではなく、「学生に法を法律家としてどう使用するか」を教えるべきなのであるというウェア教授の見解は正しい。特に私がウェア教授と見解を同じくするのが、1992年にアメリカ法廷弁護士会で発表され、オーストラリアの多くの法学部でも評価されるであろう(すべきなのであるが)「マクレート報告(MacCrate Report)」において発起された以下の「基本的な法律家としてのスキル」を育成するのに仲裁法が最適だという点である：

- (1) 問題解決
- (2) 法的分析と論理的説明
- (3) 法学研究
- (4) 事実調査
- (5) 意思伝達(口頭並びに書面)
- (6) カウンセリング
- (7) 交渉
- (8) 訴訟と代替紛争解決手続き
- (9) 法律事務の計画と管理
- (10) 倫理的ディレンマの認識と解決。

ウェア教授が指摘している通り、仲裁は裁判法や立法の「法的分析」に必要なより伝統的なスキルを研磨するのに最適なものである。メルボルン大学の卓越した国際商事仲裁のコースは、特にオーストラリアの文脈における裁判法の解釈を焦点としている。私の授業でも同様の教材を使用しているが、二次資料(重要な判例に関する良い論文)や多岐にわたる主要な「立法的」教材(1999年の国際商事仲裁における証拠の取得に関するIBA規則といった「ソフト・ロー」を含む)をより多く使用している。私の場合、そうして他の法学のコースや大学院生が取り組んできた実務分野で得た知識を見直し、またその上に蓄積することを狙いとしている。

しかし、シドニー大学の学生は判例・制定法の分析を中心にした解釈論を勉強する機会が他の授業でも十分あると思っている。また、仲裁法は他の多くのスキルを伸ばすのにも良い糧であるというウェア教授の意見には賛同である。例えば、私の授業の評価には多かれ少なかれ「病理的」な仲裁条項を分析・書き直しすることが含まれている。さらに、私が2005年8月に開講する準集中講義の授業では、起草スキルをさらに養成するために、仲裁協会の新しい諸規則を比較した上で起草するという作業を始めようと計画している。特に、私が草案に携わってきたACICAの新諸規則案とJCAAの新諸規則を、<sup>14</sup>世界の他の主要な諸規則の比較表も利用しながら比較することを提案するつもりでいる。

私の国際商事仲裁の授業ではもう一点、特に模擬形式での口頭による意思伝達スキルを強調してきた。学生が国際商事仲裁の基本的概念を習得した後に、ケ

---

<sup>14</sup> Gerald McAlinn and Luke Nottage, 'Changing the (JCAA) Rules: Improving International Commercial Arbitration in Japan' (2005) 18 *Zeitschrift fuer Japanisches Recht / Journal of Japanese Law* forthcoming.



ルヌ大学のクラウス・ピーター・バーガー教授が編集したケース・ブック<sup>15</sup>と併せて、模擬仲裁を扱った優れたDVDを利用しながら、仲裁傍聴の内側で何が起きているかを授業の最初の方で学生にまず明かす。こうすることで主要な国際商事仲裁の概念がどのように模擬仲裁で反映され、使用されるのかを強調すると同時に、コースの最後に関く模擬仲裁で期待される構成や様式についての用意ができるようにするのである。後者の点に関して言えば、私は過去のVis 模擬仲裁大会から仲裁法関連の問題を抽出し、優勝者の陳述書を与えることによって、<sup>16</sup>学生がよりプレゼンテーション(模擬弁論として)あるいは仲裁の運営(模擬仲裁人として)に集中できるようにしている。

最後にこれら全てを通じて私が信じていることは、大学レベルでの(特に大学院レベルでの)仲裁教育では、国際商事仲裁 昨今では法学全体 の過去、現在、将来に対する広い視野を付加する責任があると同時にそうした機会に恵まれているということである。これは私にとっては二つの主要なテーマとなる。すなわち、(一)国際化、国内化、そして地域化の間で生じる緊張、そして(二)法過程における非形式性と形式性の間で生じる緊張である。<sup>17</sup>こうした視点は(仲裁条項を交渉・起草している際や、仲裁もしくは法廷の進行の際、あるいは仲裁機関の法律や規則の改正の際に生じる)特定の問題を解決するのに重要となるかもしれない昨今の国際商事仲裁法と実務で中心となっている様々なテーマの関連性を見出す助けとなる。それはまた、学生が彼ら自身の他の分野での学習や法実務での似たような緊張や方向性について考える刺激ともなる。専門家の協会などによる仲裁教育ではそのような「付加価値」のある教育は期待できない。

## 五 将来への展望

オーストラリアは、異なる理由からではあるが日本と同様、仲裁とその教育への関心をさらに発展させるための前途有望な岐路にさしかかっている。仲裁法の次の改正への動きは、連邦政府や大手弁護士事務所の支援で関連諸機関が一新あるいは発起されるにつれ増してきている。日本と比較すると焦点はまだ主に国際商事仲裁に当てられているが、それが長期的にはオーストラリア国内の仲裁環境の改善につながることを期待される。日本でも、また世界でもそうであるように、古い世代(戦後世代)の仲裁専門家は新しい世代にバトンを渡しつつある。

---

<sup>15</sup> Klaus Peter Berger, *Arbitration Interactive: A Case Study for Students and Practitioners* (New York: Peter Lang, 2002). 彼は現在その第二版を編集しており、それには彼の Centre for Transnational Law が進めている授業に基づく交渉や調停の教材も含まれる予定である。より詳しい情報はウェブサイト <<http://www.transnational-law.de>> より入手可能となるであろう。

<sup>16</sup> ウェブサイト <<http://www.cisg.law.pace.edu/vis.html>> より入手可能。

<sup>17</sup> Luke Nottage, 'The Procedural Lex Mercatoria: The Past, Present and Future of International Commercial Arbitration' (2003) 03-1 *CDAMS Discussion Paper* <<http://www.cdams.kobe>>. 両方のテーマは法学修士課程(LL.M)で教えている際に発展させたものである。

仲裁は当事者の自治に基づいているため、彼らの移り変わる現実と期待に見合うよう必要な柔軟性をもっている。その意味でも、両国における他の形式での代替紛争解決（より広範囲な民事法解決と関連した裁判部調停や調停、熟練者による決定など）を模索する動きとも関連する位置づけにある。前途有望な将来はまた仲裁を発展させるために情報技術（IT）を利用することでも開ける。<sup>18</sup>「サイバー仲裁」それ自体はまだ定着していないが、仲裁の授業の中にはロンドン大学のようにオンラインで開講し、成功している例もある。仲裁教育にも適用可能な「e-教育」の実験はオーストラリアにも例が多い。実際、私は今年シドニーにあるニューサウスウェールズ大学で主にオンラインで開講されている大学院での日本法の授業の一部を担当した。<sup>19</sup>もう一つの成功例としてキャンベラにあるオーストラリア国立大学の学部レベルでの日本法の授業に組み込まれた「契約交渉」がある。Eメールやビデオ会議を使用してオーストラリア国立大学の学生が日本の青山学院大学の学生と契約を交渉したり紛争を解決するというものである。<sup>20</sup>こうした例の中にはオーストラリアあるいは日本での仲裁の授業に組み込める要素があると思われる。

そうすることで、またシドニー大学の準集中講義といった成功例を拡張するなどして、大学間での仲裁教育の授業を発達させる相互作用が働く余地は十分にあるはずである。<sup>21</sup>特に国際商事仲裁の教育にとっては、そのような協同や提携により国境を越える側面を含めることは、「グローバルな法律家」<sup>22</sup>として考える法律家の育成のためにも大変意味がある。確かに、アジア太平洋に焦点を当てることは特に有益であろう。<sup>23</sup>我々の法制度は多くの特徴を共有している（モデル法に則った法体系、導入に遅れた国は自国での国際商事仲裁に引きつけるのに不利など）。また、おもしろいほどの多様性や前途有望な活力、相互習得や相互刺激の機会にも恵まれている。しかし、アジア太平洋への焦点を展開する際には、国際商事仲裁の世界的な性質と勢い、そしてそれにより国内の仲裁や他の形態の民事紛争解決をも促進する可能性に常に留意しなくてはならない。

---

<sup>18</sup> Luke Nottage, 'Is (International) Commercial Arbitration ADR?' (2002) 20 *The Arbitrator and Mediator [Australian Institute of Arbitrators and Mediators]* 83 <<http://www.ccls.edu/icltu/research/sia/index.html>> .

<sup>19</sup> ウェブサイト <[http://www.law.unsw.edu.au/future\\_students/postgraduate/programs/asia.asp](http://www.law.unsw.edu.au/future_students/postgraduate/programs/asia.asp)> 参照。

<sup>20</sup> Kent Anderson and Yoshinobu Eizumi, 'Results from a Pilot Japanese-Australian Video Negotiation Project at Australian National University and Aoyama Gakuin University' (2005) 19 *Zeitschrift fuer Japanisches Recht / Journal of Japanese Law* forthcoming.

<sup>21</sup> そのような相互作用を発達させることは、日本での大変推奨すべき活動である大学対抗交渉大会の指導的原則である。この大学対抗交渉大会は最近東京にある上智大学で3年目となる二ヶ国語使用の大会を開催した（ウェブサイト：<http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~nomura/project/inter/>）。一日は模擬商事交渉で、もう一日は契約法関係の紛争の仲裁が割り当てられている。将来的には実体の契約法に関連してだけでなく仲裁法の問題も取り上げられることが期待され、私もオーストラリアの他の大学と共同で学生を参加させることができると思う。

<sup>22</sup> Cf Catherine Valcke, 'Global Law Teaching' (2004) 54 *Journal of Legal Education* 160, p.169.

<sup>23</sup> Michael Charles Pryles, *Dispute resolution in Asia* (The Hague; Boston: Kluwer Law International, 2002) 参照。

## 引用文献

Kent Anderson & Yoshinobu Eizumi, 'Results from a Pilot Japanese-Australian Video Negotiation Project at Australian National University and Aoyama Gakuin University', 19 *Zeitschrift fuer Japanisches Recht / Journal of Japanese Law*(2005)

Hilary Astor & Christine Chinkin, *Dispute Resolution in Australia* (2nd ed., Sydney: Butterworths, 2002)

Klaus Peter Berger, *Arbitration Interactive: A Case Study for Students and Practitioners* (New York: Peter Lang, 2002)

Thomas Carbonneau, 'Resource, Teaching Arbitration in US Law Schools', 12 *World Arbitration and Mediation Reports*(2001)

John Flood & Andrew Caiger, 'Lawyers and arbitration: the juridification of construction disputes', 56 *Modern Law Review*(1992)

Doug Jones, 'The Growth and Development of International Commercial Arbitration in the Asia-Pacific Region', 6 *International Arbitration Law Review*(2003)

Doug Jones and Simon Greenberg, 'Asia Pacific: Developments – Recent Conferences and the Creation of the Asia Pacific Regional Arbitration Group (APRAG) Evidence the Growing Developments and Interest in International Arbitration in the Asia Pacific Region', 8 *International Arbitration Law Review*(2005)

Gerald McAlinn & Luke Nottage, 'Changing the (JCAA) Rules: Improving International Commercial Arbitration in Japan', 18 *Zeitschrift fuer Japanisches Recht / Journal of Japanese Law*(2005)

Tatsuya Nakamura, 'Salient Features of the New Japanese Arbitration Law Based Upon the UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration', 17 *JCAA Newsletter*(2004)

Luke Nottage, 'Educating Transnational Commercial Lawyers for the 21st Century: Towards the Vis Arbitral Moot in 2000 and Beyond', 66 *Hosei Kenkyu*(1999)

---, 'The vicissitudes of transnational commercial arbitration and the lex mercatoria: a view from the periphery', 16 *Arbitration International*(2000)

---, 'Is (International) Commercial Arbitration ADR?' 20 *The Arbitrator and Mediator [Australian Institute of Arbitrators and Mediators]*(2002)

---, 'The Procedural Lex Mercatoria: The Past, Present and Future of International Commercial Arbitration', 03-1 *CDAMS Discussion Paper*(2003)

---, 'Special Report: focusing on Australia and New Zealand"', *Presented at the 4th Symposium on International Commercial Arbitration in the Asia-Oceania Region: Conditions and Policies for the Enhancement of International Commercial Arbitration, Toshi Senta Hotel, Tokyo, 11-13 September 2003*(2003)

---, 'Japan's New Arbitration Law: Domestication Reinforcing Internationalisation?' 7 *International Arbitration Law Review*(2004)

Hiroshi Oda, 'Arbitration Law Reform in Japan', 18 *Zeitschrift fuer Japanisches Recht / Journal of Japanese Law*(2005)

Michael Charles Pryles, *Dispute resolution in Asia* (The Hague; Boston: Kluwer Law International, 2002)

Catherine Valcke, 'Global Law Teaching', 54 *Journal of Legal Education*(2004)

Stephen Ware, 'Teaching Arbitration Law', 14 *American Review of International Arbitration*(2003)